

令和 7 年

文教委員会会議録

と き 令和7年7月28日

品川区議会

令和7年 品川区議会文教委員会

日 時 令和7年7月28日（月） 午後1時00分～午後3時19分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 つる 伸 一 郎 副委員長 筒井 よう す け
委 員 まつざわ 和 昌 委 員 若 林 ひ ろ き
委 員 の だ て 稔 史 委 員 高 橋 し ん じ
委 員 横 山 由 香 里

出席説明員 伊 崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長
船 木 庶 務 課 長 石 井 学 務 課 長
酒 川 指 導 課 長 丸谷教育総合支援センター長
新井特別支援教育担当課長 佐 藤 子 ど も 未 来 部 長
三 輪 子 ど も 育 成 課 長 柏 木 子 育 て 応 援 課 長
芝 野 保 育 入 園 調 整 課 長 染 谷 保 育 施 設 運 営 課 長
佐 藤 保 育 事 業 担 当 課 長

○午後 1 時 0 0 分開会

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、行政視察について、およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は 3 名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

あわせて、本日、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するため、各会派のご意見をお聞きしたいと思います。

なお、前例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可したということがありました。

では、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

前例どおりで。

○筒井副委員長

前例どおりで。

○若林委員

前例どおりで。

○のだて委員

いつでも。

○高橋（し）委員

前例どおりで許可してください。

○横山委員

前例どおりでお願いいたします。

○つる委員長

それでは、ただいま各会派のご意見を伺いましたが、前例どおり議題に入る前のみ自席からの撮影を可とするという意見が多く出ましたので、議題に入る前のみ写真撮影は認めるということにしたいと思います。また、撮影につきましては、自席から撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、写真撮影の申請をされた方は、撮影をしてください。

〔写真撮影〕

1 請願・陳情審査

令和 7 年陳情第 2 7 号 未就学児のいじめ対応に関する陳情

○つる委員長

それでは、予定表 1 の請願・陳情審査を行います。令和 7 年陳情第 2 7 号、未就学児のいじめ対応に関する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○芝野保育入園調整課長

それでは私から、本陳情についてご説明させていただきます。

初めに、陳情項目1でございますが、いじめ等によりやむを得ず転園を選択する場合に、通常の入園選考や、各月1日付での入園にこだわらない柔軟な入園手続を求めるものでございます。

保育所は、児童福祉法に基づく福祉施設であり、児童の福祉を最優先に考える必要がございます。そのため、原則として、月途中の入園についても柔軟に対応すべきものと認識しております。

一方、入園の公平性の観点や、保育士の配置、給食の手配など、園の運営上、調整に時間を要することから、通常の手続に従い、月初からの入園をご案内いたしました。しかしながら、個別の事情に応じた、より柔軟な対応が必要であったと考えております。

お子さん同士のトラブルなど、やむを得ない事情による転園については、児童の福祉を最優先に考え、月途中の入園への柔軟な対応など、可能な限り速やかにご入園いただけるように努めてまいります。また、関係職員に対し、保育所入園に関し、児童の福祉を最優先に考えた柔軟な対応の必要について、改めて周知徹底いたします。

今後も児童の安全と健全な発育を最優先に考え、適切な対応を心がけてまいります。

○佐藤保育事業担当課長

続きまして私から、陳情の要旨②、③について説明いたします。

②は、未就学児におけるいじめに関する実態調査を要望するものでございます。いじめに関しては、いじめ防止対策推進法により、学校教育法に規定する小学校等に在籍している児童が対象となっております。

一方、乳幼児を対象とした保育所保育指針や幼稚園教育要領におきまして、幼児期は他者との関わり合いの中で、自他の行動の結果などに徐々に気づくようになり、道徳性の芽生えをより確かなものにしていける、やってよいことや悪いことの基本的な区別ができるようになる時期であると規定しております。この幼児期の特性を踏まえ、幼児の行動をいじめや暴力行為として扱うことについては慎重に考える必要があるという点からも、現時点におきましては法令等の観点から、いじめの実態調査については検討しておりません。

しかしながら、保育内容の点検につきましては、定期的な巡回指導や指導検査に加えまして、福祉サービス第三者評価というのを実施しております。この評価結果はホームページ等で公開され、それぞれの事業者が自己評価を行い、保育の質の向上と透明性の確保を図っているところでございます。その調査の中におきまして、子ども同士のトラブルに関する対応という項目について、保護者アンケートを実施しております。評価の低い園に関しましては、巡回指導の強化や個別にヒアリングを行うなど、対応を徹底してまいります。

続きまして、陳情の要旨③でございますが、③は、いじめ等が発生した際に、区が運営会社の経営層まで伝達した上で、強く指導できる仕組みの構築を求めるものでございます。現在、区は、本事案に関わらず、運営事業者に対しまして、児童福祉法や子ども・子育て支援法、そして、保育所における保育の内容や運営に関する事項が規定されております保育所保育指針を基に、事案ごとに必要な助言、指導を実施しているところです。

本件につきましても、保護者からの連絡を頂戴した後、園訪問を行い、内容を聞き取り、法人代表者との面談も実施いたしました。その際に、よりよい保育に向けた取組や、改善すべき事項について指

導・助言を行ったところでございます。

今後も指導検査や巡回支援、私立保育園長会など、様々な機会を捉えまして、事業者に対し適切な保育の実施について指導を継続してまいります。加えて、今年度よりオンラインでの不適切保育等の相談窓口を整備しております。園で働く保育者や保護者など、様々な方からの意見や報告を受け付け、迅速に運営会社への指導を行います。より多くの方に活用いただけるよう、さらなる周知に努めてまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、未就学児でのいじめということで、いろいろ被害に遭った子どもがいたという状況です。この中で、園がどのように対応したのかを伺いたいと思います。

様々な「死ぬ」「殺す」などの暴言ですとか、服への落書き、トイレ個室をこじ開けられて暴力を受ける、玩具で頭部を殴られるなど、様々被害が起こっている中で、これは一日だけという言葉ではないと思うのです。そうした中で、園としてどのような対応をしてきたのか、園として、子どもたちも含めてなのか、話をどのようにやってきたのかということ伺いたいと思います。

○つる委員長

話合いというのは、誰との話合いということですか。

○のだて委員

職員同士を含め、子どもたちを含め。

○つる委員長

園と保護者と、園の中でということよろしいですね。

○佐藤保育事業担当課長

本件につきまして、園がどのような対応をしたのかについてお答えいたします。

まず、園にヒアリングを行いまして、園といたしましては、こちらに記載がされている暴力という表現につきましては、園の認識と異なる部分というのがある。しかし、類する事案があったことについては認識をしていらっしゃるというところでございます。そして、大前提といたしまして、私立保育園に通われている園児の方が悲しい気持ちを感じている、またはつらい経験をしたということに関しては、園としてもさらなる取組、保育が必要であったと感じているところでございます。

そこで、対応についてお伺いいたしましたが、まず児童に対しては、そうした園児同士の関わり合いがエスカレートしている状況に対して、やっていいこととやってはいけないことというのを園児に対して指導してきたと伺ってございます。さらに、見守りの強化が必要であるということで、保育の目というのを増やすような対応をしてきたと伺ってございます。また、事案につきましては、保育園の保育士の方たちとの共有、法人のエリアの責任者や代表への事例の共有というのをやっているというのを伺ってございます。

しかし、さらなる改善が必要であった、見守りの強化等々も含めまして、改善が必要だったのではと感じているところでございます。

○のだて委員

最後の「さらなる改善が必要だった」というのは、区の意見ですか。

私はこの陳情が出された中で、陳情者の方にもお話を伺いました。その中で、実際、4月に入園して、

次の日からトラブルが起こったということで、そのことについて園にも伝えたけれども、毎日言っているだけ、流されているような感じだったということでした。そうした中で、様々ここにも書いてありますけれども、どんどん被害がエスカレートして、1か月余りで転園を決めたということでした。

そうした対応が続いてきたのは、本当にこのお子さんにも大きな傷を残してしまったと思います。年長クラスで、対立が生まれる時期だとは思いますが、ですけれども、そんな中で、お互い分かり合って協力できるようになっていくというのも年長クラスだと思うのです。そうした取組が園になぜできなかったのかを伺いたいと思います。子どもたちの成長、発達を保障していくのが保育園だと思いますので、そうした協働性なども育んでいく必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長

まず、改善が必要であるという意見でございますが、こちらは我々区も当然でございますが、事業者の方からもそういったお声というのは伺っているものでございます。こうした事案が起きたことを1つの問題点と捉えまして、転園された児童と在園されている児童、こうした方たちの交流、仲をよくするような取組が少し足りていなかったのではと考えております。

それぞれの園児に対しましては、やっていいことと悪いこと、相手の気持ちを酌むこと、そうしたことを教育していくことが必要であったと園としては話をしているところでございます。また、個別の発達状況の違いというのがございますので、そうしたところもより丁寧に理解しながら実施していく必要があったと園としては考えているところでございます。

○のだて委員

やってはいけないこと等を子どもたちに教えていかなければいけなかったというお話なのですが、実際、陳情者の方にお話を伺ったときに、お子さんも一緒に来られて、話を聞いたのですが、お子さんも言っていたのは、園には3つの約束事みたいなことが掲げてあって、1つが、されて嫌なことは相手にはしない。2つ目が、優しい言葉で伝える。3つ目が、危ないことはしないということで、それを守ってほしいのだということだったのです。実際、それが守られずにやられてきた、被害を受けてきたという状況があるわけです。

保護者の方も園に聞いたら、この3か条の取組を何かやっているのですかと言ったら、日々何かやっているということはないということだったのです。そうした、ここが本来掲げているものがきちんとやられているのかということ、園の運営の在り方も問われますし、それに対して区がしっかりと指導していくということも問われると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長

まず、お話いただきましたように、園で掲げている目標というのはしっかりと達成されるべきものであると考えてございますので、区といたしましても、指導検査や巡回支援といった取組の中で、しっかりと園に対して指導や支援というのを実施していく必要があると考えているところでございます。

また、幼児期の特性への理解や、園児同士のトラブルがエスカレートした際にどのような対応をしていくのか、こうしたことを保育士の方たちが理解していくことが必要であると考えておりまして、区としては、区で実施している研修というのがございますので、そうした研修に各園の方に参加していただくような受講の推進というのを行っております。本件を受けまして、本園に関してもそうした研修への参加というのを指示してございまして、園からは、ぜひ参加したいという意向を伺っております。

また、全体への周知といたしまして、今月実施いたしました私立保育園長会や、幼稚園協会への話し合いの中で、幼児期における園児同士の関わり合いがエスカレートすることがあるというお話をさせてい

ただきまして、園において改めて、幼児期の特性への理解や、我々が実施している研修への参加というのを促しているところでございます。

○のだて委員

こうした事態が起こっているという中で、子どもを助けるために、安全のために一刻も早く解決しなければいけない、対応しなければいけないということだと思うのです。そうすると、この園の中では、こうした園児同士のトラブルとかに対応する研修とか取組というのはやられてこなかったのかどうか、伺いたいと思います。

書かれている事案の中でも、色鉛筆で目頭を負傷させられたということで、一步間違えば目が傷つけられる、失明という可能性もあったということで、これは本当に重大なけがだと私は思うのですけれども、区が報告を求めたのに、園では報告義務がないということで、これは実際、報告する義務がないのかどうか、区としてもこうした事案は報告しなくていいと考えているのかどうか伺いたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長

まず1点目のご質問、研修について、園で実施していたかでございますが、園でも研修というのは行っておりまして。しかし、こうした事案が発生していることを重く受け止めまして、さらなる園内研修の実施と、代表者の方が保育士に対して指導していくこと、あとは、区で実施している研修に参加をすること、こうした取組を実施していくと伺ってございます。

続きまして、目頭の傷についてでございます。園で発生しました事故等に関しましては、国や東京都で基準が設けられてございまして、事故報告というのを出さなければならない基準というのがございます。それは、けがで言いますと、完治まで1か月以上かかるようなけがの場合に報告を求めることになるのですけれども、今回、けがとしてはそれに該当するけがではなかったため、園としては報告の義務はないと認識してございました。

一方で、本件につきましては、内容を伺っていく中で、しっかりと状況というのを我々として知る必要があると考えまして、園に状況の報告というのを指示しておりまして、これにつきましては、園、また法人として、区に対して、どのようなことがあったのか、経過については報告をいただいているものでございます。

○のだて委員

園からは、経過について報告は受けているということ、義務はないけれども、区が伺って話は聞いているということですね。

○佐藤保育事業担当課長

事故に関する報告の義務というのはございませんが、園で発生しました保育に関する事案でございますので、そこにつきましては、区で経過を知る必要があると思ったものに関しましては、提出いただくものと認識しております。

○のだて委員

そうした中で、区が認知をした中で、しっかりと指導していくということが、これまでもこれからも求められると思います。

今後の区としての対応を伺いたいのと、あと、園でこれまでも研修されてきたという中で、なぜこうした事態が起こってしまったのかと思うのですけれども、区と園で分析しているところを聞いていけば伺いたいのと、実際はこういうことが起きた中で、今後どういった対応をしていくのか伺いたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長

区といたしましては、本事案を把握いたしまして、少し重複する部分もございますけれども、まずは幼児期の特性というのをしっかりと理解していただく必要があると判断してございまして、それに対する研修の実施、区で行っている研修への参加を促していくということが必要であると考えてございます。

また、冒頭でお話させていただきました第三者評価等々を活用いたしまして、評価の低い園に関しましては、区から指導検査や巡回指導の際に、しっかりと園の状況というのを把握し、必要に応じて指導などを実施していきたいと考えてございます。

続きまして、園でなぜこうした事態が起きたのかということでございますが、園におきましても研修等を実施している中で、こうしたことが発生してしまった。より適切な早い段階で、園児同士の間しっかりと園が関与して、やっていいこと、悪いこと、相手の気持ちを考えることなどを多くの園児に理解してもらうような保育をしていく必要があると考えてございまして、これも一部重複してしましますが、まずは法人代表から保育士に対しまして教育を実施していくということと、園内において事例として扱いまして、本事案を振り返り、自己評価というのをしっかりと行っていくこと、さらに、区で実施している研修にも参加意向を聞いておりますので、こうした取組を園では実施していくと伺っております。

○のだて委員

いろいろ対策をするということでしたけれども、どう研修に参加しながら、実際に早い段階でどのように園が関与していくのかということ、園の中でルールといいますか、決まりをつくってしっかり対処していかないと、今後確実に変えていくということにならないと思いますので、そうしたことも含めて、区で指導していただきたいと思います。

区でも監査を実施していくということ、あるいは第三者委員会、園でも行っているという話でしたけれども、実際この間、機能していたのかということも、こういった事態が起こると問われてくると思うのですが、いかがでしょうか。実際どのぐらい第三者委員会が行われたのか、また、区の監査というのはどれだけ入っていたのかというのを伺いたいと思います。

○芝野保育入園調整課長

この事案につきましての法人に対する監査の回数ということでございますが、通常の指導検査として年1回、必ず入る形になっております。そして、こちらの指導検査が令和6年10月23日に入っております。その前後に巡回支援ということで、園のサポートという意味合いもありますが、そちらの巡回支援が2回入っておりまして、1回目が8月19日、指導検査が終わった後の2回目に12月23日、こちらに巡回支援という形で入っております。

○つる委員長

機能していたかどうかというところの問いがあったので、今のものはやられたと。第三者委員会のほうは。

○佐藤保育事業担当課長

各園におきましては、第三者委員という方が配備されてございまして、これは保育に知見のある方が、こうした保護者の方からの相談などを受け付ける方でございます。

本件につきましては、第三者委員は園には配置されていたのですけれども、まず、連絡先が間違っていたという点がございました。これにつきましては、園としても非常に反省すべき内容であったと伺ってございますし、我々区といたしましても、こうしたことのないように、連絡先につきましては

しっかりと園において管理されていくべきものであると指導してございます。

また、第三者委員の方と保護者の方がお話されていて、そのフィードバックというのを園に行ってください。その内容といたしましては、まず本児に関しましては、転入をされてきた児童であるということ、そこをより注視して、周りのお子様とどのようになじんでいくのか、保育園として保育がうまくできているのかについて、しっかりと保育をしていく必要性があったのではないかと指摘を園にしているところでございます。それを受けまして、園といたしましても、その点につきましては対応を改める必要があると認識しているものでございます。

○のだて委員

第三者委員会のところも、陳情当事者の方からお話を聞く中で、実際に第三者委員会は保育に知見のある方という話でしたけれども、不動産屋の方とか、税理士の社員の方、こうした方が委員に入っているということで、そういった方が、仕事はそういう中身ですけれども、ほかのところはどういった知見があったか分かりませんが、すぐそうした知見があるという感じでもないですし、あと、実際その方が4年前に会社を退職されていたという事態もありましたので、この第三者委員会についてもしっかり区としても見ていく必要があると思いますので、区で監査するときに見るとか、しっかりチェックをしていただきたいと思います。

陳情項目の中には、実態調査もしていただきたいと思いますということで、区の説明では、いじめについては学校に就学した子どもたちからということでしたけれども、いじめという定義になるとそうなるかもしれない、実際にこうした事態が起きている中で、対策していくというのでは実態調査することも私は必要だと思います。

実際、起きた中身が不適切保育に当たるかと思うのですけれども、区の見解を伺いたいのと、実際こうしたことが起きているということ、いじめという言葉ではないとしても、それを把握していくということが必要であると。それが子どもたちの健全な成長、発達を保障していくということにもなると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長

園児のトラブルに関する調査についてでございますが、いじめにつきましてはご説明させていただいたとおりでございますが、それ以外の調査についてでございます。区といたしましては、今回のように保護者の方や事業者の方から個別にご相談があった際には、しっかりと内容を把握する必要があると考えまして、状況に応じまして、園への訪問やヒアリング、今回でありますと代表の方との面談というのを実施してございますので、個別のケースについてはしっかりと調査していると考えてございます。

一方で、全体での調査ということになりますと、お話させていただきましたような法令の観点ですとか、幼児期の特性というのを考慮した際に、実施というのには様々課題があると考えてございます。

しかし、冒頭のほうでお話させていただきました第三者評価ですとか、今年度より配備しておりますオンラインの相談窓口というのがございます。こうした窓口をしっかりと周知していく中で、いただきました相談につきましては、個別に本件と同様に調査をしていきたいと考えております。

また、今回の園での保育というのが不適切保育に該当するのではないかとというご質問でございますが、当然、悲しい気持ちをしてしまった園児の方がいらっしゃるという点、これは我々区も事業者も重く受け止めなければならないと思ってございますが、不適切な保育に当たるかといいますと、そうした事案ではないと考えております。

○のだて委員

個々に対応する、個別に対応するというお話ですけれども、こうした声が上がってこない事案もあるかと。1つ行政に相談するというのは、ハードルを感じる方もいらっしゃると思いますので、それをしっかり把握して、改善、防いでいくことが必要だと思いますので、全体として把握していくということが私は必要だと思うのですけれども、改めて伺いたいと思います。

こうした事態について、お子さんが傷ついたことを重く受け止めるということですが、年長クラスでは子どもたちの中で、ほかの子で出ているのですが、子どもたちは成長していくというものだと思うのです。仲よくお互いに遊んで成長していくと。そうした中で子どもが傷を負ってしまったということは、本当に重大なことだと思いますので、そうしたことが不適切保育に当たらないというのは、どういう定義などがあるのか、そこを伺いたいのと、実際に被害を受けている中で、そのまま1か月以上は過ぎている状況です。そうしたことが、対応が適切に行われてこなかったという中で、そのこと自体もありますし、実際にそのお子さんに対しての心身のケアがしっかりできていたのかと思うのですけれども、むしろそれがされてこなかったというのが実態だと思うのですが、いかがでしょうか。

○つる委員長

のだて委員、もしその他質問あれば、少しまとめて質問いただいて、繰り返しの重複、重なるところがありますから、それを含めて、もしあるのであれば質問してください。よろしいですか。

○佐藤保育事業担当課長

まず、全体への調査ということでございます。繰り返しの回答になり、大変恐縮ではございますけれども、幼児期の特性等を考えたときに、実施を行うに当たっては様々課題があると考えてございます。しかし、オンライン窓口の周知というのをしっかりとこれから充実させていくことによりまして、より相談しやすい環境というのをつくっていくことによりまして、いただいた相談についてはしっかりと対応していきたいと考えてございます。

不適切保育ではないかというご質問でございますけれども、園は、まず事案といたしまして、悲しい気持ちにさせてしまった児童がいるということに関しては、反省すべきものと考えてございまして、改善すべき事案であると認識しておりまして、研修等の実施を行っていくとしているところでございます。

子どものケアについてでございます。こちらについても、まず園といたしましては、こうした事案が発生した際に、さらなる被害が起きないように、ほかの児童から離して保育をするなどというのをやってきたところでございます。

また、区といたしましては、お子様へのケアということで、育児相談会というのを実施してございまして、こちらをご紹介しているところでございます。こちらは臨床心理士の方が児童や保護者の方とお話することによりまして、こういった状況にあるのかを伺いながら、これは保護者の方の同意をいただくものにはなりますけれども、内容の共有をさせていただくことができれば、必要な機関につなげていくことが区としてはできるものと考えているところでございます。

○のだて委員

ぜひ、二度とこうしたことがないようにしていただきたいと。子どもたちの健全な成長、発達を保障するという立場で、区としても園の指導をしていただきたいと思います。区としてもそうしたことが進められるように、政策、施策を行っていただきたいと思います。

すみません、1点聞き忘れたのですけれども、冒頭の説明で、1番の速やかに転園できるようにしてほしいというところは、途中入園も可能になるというお話だった気がするのですが、そこを改めて確認

させていただきたい。

○芝野保育入園調整課長

私からは、冒頭のすぐに対応できなかったかというところで、少し詳しくご説明させていただきます。

今回の事案については、お電話でご連絡を頂戴いたしまして、6月からの転園ができないかという相談を受けております。その際に、締切りの期日を10日ほど過ぎてしまっておりましたので、申請者全体の入園調整がもう始まっておりまして、こちらが始まっている関係で、ご要望にお応えするのが少し難しいという回答をさせていただいております。その際に、お電話で園の状況についてもお話しただいておりますので、保育施設運営課にお電話をおつなぎいたしまして、保育施設運営課で園訪問や内容の聞き取り、法人への面談を実施しているというところがございます。その後、5月末に転園の申請書をお持ちになられましたので、受理させていただきまして、7月から転園がなされるという状況になっております。

最初にご説明させていただいたとおり、やむを得ない事情による転園については、児童の福祉を最優先に考えまして、可能な限り速やかに入園いただけるように今後努めてまいります。

○のだて委員

今、ご答弁の中で、転園申請が5月末と言っていましたが、6月末では。

○芝野保育入園調整課長

転園の申請書自体は5月の末に。6月の頭に締め切りまして、7月の入園の調整が入るという仕組みになっております。

○のだて委員

今後、速やかな転園ができるようにということでしたので、ぜひ子どもたちが傷を負うことがないように、それを少なくともできるだけ低減するように、区としても柔軟な対応をしていていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

今、第三者委員会のお話があったのですけれども、これというのはそもそも保育園の中には必ず置かなければいけなくて、それをチェックするというところまでは、現状、品川区ではないのですよね。

○佐藤保育事業担当課長

私立認可保育園におきましては、第三者委員というのを設置しなければならないというものでございまして、開設時に、どのような方を配置されるのかにつきましては伺っているところでございます。

○まつざわ委員

それを今回のケースだと、お調べしたら、連絡先が分からなかったというのがあって、先ほどの質問だと、もう会社になかったりするケースが見受けられるという部分をお聞きしたのですけれども、これについて、区として何かできるということはあるのですか。

○佐藤保育事業担当課長

本件の委員の連絡先が違ったことというのは、あってはならないことではございますので、まず一義的には、各園においてしっかりと連絡先について、更新が必要であれば更新していくといったことが求められていると思っております。

区といたしましては、本案件を受けまして、様々な機会を捉えまして、連絡先であったり、その方が

しっかりと届出と同じような状況でいらっしゃったりするのかについて、改めて調べるように指示をしていきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○筒井副委員長

ぜひ、今後こうした事態が起きないように、くれぐれも区として取組をしていただきたいと存じます。
確認させていただきたいのですが、オンラインの相談窓口というのは、品川区のホームページで確認をすると、保育所等での不適切保育等の相談窓口というページでよろしいのかということと、あと第三者評価は、東京都福祉サービス第三者評価ということでしょうか。この2点をお伺いさせていただきます。

○佐藤保育事業担当課長

今、委員がお話いただきました窓口で、両方とも正しいものでございます。

○筒井副委員長

分かりました。

また、今回、陳情の要旨の3番で、経営層までの強い指導ということで、区としても面談をされたとのことですが、面談の際、経営者の方はどのようなご反応というか、ご回答があったのでしょうか。その点をお願いします。

○佐藤保育事業担当課長

代表の方でございますけれども、本案件については理解をしてございまして、まず、何度かお話をさせていただいておりますが、法人として、通われている認可保育園で、通っていただいている児童の方に悲しい思いをさせたという点、しっかりと対応していかなければならないと考えてございます。園といたしましては、繰り返しにはなりますけれども、園内の研修でありましたり、代表自ら保育士への教育でありましたり、しっかりとやっていきたいと考えていらっしゃいました。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○若林委員

集団で一日、半日、生活をしてという中で、大人であれ、特に今回は子どもで、様々ないわゆるトラブルも含めて経験して、その中で、園、また保育士のお力をお借りしながら、健全な成長、育成を図っていく場が保育園とか幼稚園ということだと思います。

そうすると、こういういわゆるトラブルというのは、私の考えだと日常茶飯事といいますか、どの園でも、いつでもどこでも起こり得る。集団生活というのはそういうものだろうということで、今までこういう問題に対して、区がどこまで責務を負っているのかを1つお聞きして、今までこういう園の中で、また、区当局に相談があった場合のこれまでの対応とかはどういうものだったか、一回確認させていただきます。

○佐藤保育事業担当課長

区における責務でございますが、保育所につきましては、健全な成長を行うための施設であるというところがございますので、その中において、園児同士の関わり合いがエスカレートしてしまうような案件であっても、しっかりと園としては、そうしたトラブルが起きないように実施していくこと、または起きた際にも、適切な対応をしていくことを指導していくことが求められていると考えております。

今までの事例でございますが、こうした園児同士の関わり合いがエスカレートしていくような事案については、私立保育園でいきますと、年に数件のお問合せを園や保護者の方からいただくようなものがございます。そうした事案がありましたら、今回と同様に、必要に応じて園への訪問、ヒアリング、解決策の指導、支援などを実施しているところでございます。

○若林委員

年に数件ほどあるということで、今回の事例、陳情の内容が、その中でどの辺りのレベルにあるかというのは、一つ一つ聞かないと分かりませんが、そういう中で、今回は①、②、③という具体的な要望、陳情があって、今回はあえて言えば①の、転園の時期については柔軟に対応することになったのですが、年に数件ある中で、今回特にこの陳情によって、柔軟に対応するという判断に至ったところのポイントの確認を1つ。毎年連綿と年に数件、またそれも当然、年によって、区に相談があるというのは基本的に上下するわけですが、令和7年のこの陳情第27号によってというところで、そのポイント、今までの事例と何か違うのか、今回ののが特別なものなのかというところの、今回そういう柔軟にという考えに至ったところの確認をさせていただくのが1つ。

あと、私立保育園長会というのが定期的に行われている。今回のお話もされたということの中で、園から区に対して、一定の責務がある区に対して、年に数件こういう様々なご相談があるという中で、あえて園から区に対して、園長会等、またオンライン相談も含めて、ご要望というのは何かあるものなのでしょうか。その2点。

○芝野保育入園調整課長

私のほうは1点目、柔軟な対応に至った経緯ということでございますが、年に数件そのような相談があるというところの中で、両課でしっかりと連絡、調整をいたしまして、本当に重大な、転園が必要だという判断が下された場合には、速やかに柔軟に対応していくと。これまでもそうだったのですが、幸いなところ、今まで1件もございまして、今回は大きな状況だということで、両課で話し合いまして、柔軟な対応をしていこうと。今後も同じような形で対応していこうという形で、今まとめているところでございます。

○佐藤保育事業担当課長

保育園長会等で出てくる区に対する要望でございますけれども、こうした同様のケースがあった際に、まず園からは、どのような対応をしていけばいいのかというご相談と、あとは、そうした対応が分かるような研修、何か区でやっているものはないかというご相談、あと、保育の目を増やしていきたいので、保育士を新たに雇用する際に、対象となるような補助金はないか、そういったお問合せを受けてございます。

○若林委員

今回は極めて重大な案件ということで、品川区もそういう判断に至ったということで理解をしております。

いずれにしてもお子さんが大変悲しい気持ちをされた、保護者の方も悲しくつらい思いをされたということですので、ぜひ今後、こういうものは、この文面だけでも初動の対応というのは、何事もトラブルのときはそうなのですが、初動を間違えてしまうと本当に取り返しがつかない。

今まで年に数件あったものは、初動も含めて、何とか現場で精いっぱい対応、誠心誠意対応されてという部分が当然あったと思います。今回の件に関しても、精いっぱいの誠意ある対応を、当然保育士ですので、されていたと理解はしたいと思いますが、そうは言っても、初動の対応というのが極

めて重大だと思しますので、特にその辺りも含めて、二度とこういう子どもと保護者がつらく悲しい思いをしないような対応をしていただきたいと思います。

1点だけ、②の実態調査については、今までのご答弁で理解いたしました。年に1回実態調査をやつて、それで終わりとなってもいけませんので、常に門戸を広げておく、オンラインも含めて、そこも柔軟に対応していくという区の出組は、今回の事例も含めて、そういう考え方だと理解します。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第27号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択です。

今回の陳情というのは、1つ目、2つ目、3つ目とも、未就学児におけるいじめの早期発見の必要性であったり、緊急時の対応であったり、言うならば子どもの安心・安全を願う、親としては当たり前の陳情であって、とても大切な観点だと思っております。

そこで、1つ目に関しましては、先ほど課長からもお話がありましたけれども、私も現行でそういった制度があるということは、陳情者もそうだし、私たちも知り得なかったという部分で、現状そういうことも柔軟に対応するというのと、2つ目に関しましても、いじめの実態調査という部分に関しましても、オンラインの整備であったり、巡回指導であったり、また、第三者委員会ということをしつかりとやっている。ここの部分に関しても、事業者も含め、周知が足りていない部分がすごくあるのです。だからこそ、なかなかそういうことがつながらなかったという部分がありました。

また、3つ目の仕組みの部分に関しても、保育園の運営に対する行政の関与というのは、実際の現状の法制度の枠内でやるべき、それは私も理解します。その上でも今回、指導というものは、直接区のほうでやり出した、やっていくというお話もありました。

だから、その辺りというのが、しっかりやっている部分がありながらも、この保護者とつながらなかったというのは、周知が足りていなかったと私たちも含めて、要は陳情者の方が勇気を持って出してくれたからこそ、こうやって皆さんがようやく分かるようになって、こういう制度というのがまず今回、議会の中で話ができましたので、今以上の周知の徹底と、また、お子様のケアというのをしっかりとやっていただきたいと思います。

○筒井副委員長

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

今回の事案を受けまして、区側としても先ほどご答弁ありましたとおり、重く受け止め反省をされているということでもあります。

陳情の要旨1番につきましては、今後は可能な限り速やかに対応されるということ。2番につきましては、東京都の第三者評価や、またオンラインの相談窓口など、実態調査に代わり得る措置を取られるということで、3番につきましては、個別の事案に対しては、経営層まで強く指導できる体制は既にあるということで、また、今回実施されたということでもあります。

いずれにしても、このようないじめのトラブルの事案は今後あってはならないと考えております。先ほど来ご答弁にありましたとおり、研修や巡回指導、オンライン相談窓口等と、ありとあらゆる手段で今後、いじめのトラブルの予防を徹底していただきたいと思います。

加えて、今回事案にありましたとおり、保育士の見えていないといったこともありました。保育士不足、また保育士の待遇改善等々、保育園全体の環境整備も併せて、ありとあらゆる方策で、今後このようないじめのトラブル事案がないようにしていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

○若林委員

本日結論を出していただきたいと思います。

先ほど質疑を何点かさせていただきました。今日の委員会の議論の前に、区としても初動の対応といえますか、発覚後の対応については、いわゆる柔軟な対応も含めて、一定のうなずける対応をされていたと質疑で確認をさせていただきました。

質疑の中で、園からは、保育士を増やすための補助金のお話とか、また、研修については、私としては、質疑の中でも言いましたけれども、初動の大切さというのも重きを置きながらの研修もしっかりやっていただきたいというご要望もお伝えしながら、区の一定の対応というところで、本日は不採択で結果を出す。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

子どもの健康を守ること、心身のケアもしていくということで、実際にこうした被害が出ているという中で、しっかり対応できるような仕組みをつくっていくということが必要だと考えますので、採択です。

○高橋（し）委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

1番については、ご説明いただいたように、柔軟な対応をする仕組みがあるということで、今後も対応していただけるというお話がありました。そして、2番、3番もそうなのですが、組織やいろいろな仕組みというのは、どこか詰まったりすることがあると思って、先ほどの一定の仕組みもあるのですけれども、なかなかほかの事情も含めて、迅速な対応ができなかったというところについては、今後そういうことがないようにお願いしたいと思います。

いじめに対する実態調査のところは、お子さんのトラブルに関しては報告を受けていると。個別については、各施設にきちんとするという徹底が行われているという仕組みはあるのですけれども、そのところで不十分な点があったということです。現在あるトラブルの報告や、区に上がってくる情報等の中で、しっかりと今ある仕組みがきちんと機能するように、ぜひ今回の件を糧として進めていってほしいというのが2番です。

3番は、ここに新しい、強く指導できる仕組みとありますが、こちら各運営会社に様々なアプローチする指導の機会、巡回指導の機会など、仕組みはあるのですけれども、そこがどこか決まっていたのか、時間がたったというところがあるので、ここも、今ある仕組みのきちんと機能するような形で進めていってほしいと思います。

今回のご答弁でも、こういうことがあると、保育入園調整課長、保育事業担当課長、そして保育施設運営課長という幾つかの課にまたがったことになるのです。その各課の連携を迅速に行って、密接に進めていただけると、そこでどこがリーダーシップを取るかというのはまたいろいろあると思う

のですけれども、いろいろな課にまたがるときに、時間がたって対応が遅れたり、新たなやり方がうまく出てこなかったりするので、その辺りの連携をしっかりと行っていただきたいと思います。

最後は、このお子さんと保護者の傷ついた何か月かというのはもう取り返すことができないので、今後、先ほど十分なケアというお話がありましたけれども、これからの保育園、そして小学校の生活でフォローしていくような形を、区でしっかりとケアしていただきたいと思いますというのが要望です。

○横山委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

基本的なことでは、個別の事例等に関しては、児童の福祉を最優先に考えていただいて、行政や現場においてお子さんたちや保護者の方々に寄り添いながら、丁寧に対応していただくことというのが大事だと私は考えております。

転園についても、お問合せがあった際には、引き続きお一人お一人のお気持ちに寄り添った柔軟なご対応をお願いしたいと思います。

解決に向けた支援については、引き続き区が検討を進めていくと思いますので、そのような形でお願いいたします。

また、幼児期の命の安全教育の手引には、自分の体と同様に、相手の体も大切にすることとあります。紙芝居などを用いて、自分の体は自分だけの大切なものであることに気づいたり、相手の体も大切であることを理解するなどの指導例などもあると思いますので、そうした研修を実施したり、好事例を全園に共有していただくなど、命の安全教育の重要性が、品川区内の保育を担うあらゆる階層の方々に伝わりますよう進めていただくということが大切だと私は考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

今回、お子さんや保護者の方々の悲しいお気持ちがあるかと思います。そうしたところは私も受け止めたいと思っておりますし、区でも十分受け止めていただいているかと思うのですけれども、議論を踏まえまして、研修の充実ですとか、現場との連携強化というところ、保護者の方々同士であったり、様々コロナ等、今までありましたので、横の連携であったり、区と現場であったり、運営の会社であったり、そうしたところの連携の強化をしていただいて、区が支援をしながら現場において丁寧に対応していただくということで、まずはお願いしたいと思っております。

○つる委員長

それでは、本陳情については、結論を出すところのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第27号、未就学児のいじめ対応に関する陳情を採決いたします。本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○つる委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 学校選択制の運用等について

〇つる委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)学校選択制の運用等についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

〇石井学務課長

それでは私より、学校選択制の運用等についてご説明申し上げます。資料につきましては、Side Books 2-1、学校選択制の運用等についてをご覧くださいませ。

まず、初めに項番1でございます。

通学区域の一部変更ということで、令和6年の3月に品川区学事制度審議会答申が行われ、その趣旨を踏まえた上で、就学人口の急増が見込まれる東品川4丁目11番から13番につきまして、令和8年度入学者から、通学区域を城南小学校から城南第二小学校に変更いたします。また、このことに伴い、これまで就学人口増によって令和6年度入学および令和7年度入学において学校選択除外校としてございました城南小学校への学校選択の受入れを再開いたします。

項番2の改正に伴う経過措置についてでございます。

この通学区域変更による影響を軽減するため、以下のとおり経過措置を設けます。下に表が2つございます。左側につきましては、城南小学校の抽選順位、そして右側につきましては、浅間台小学校および立会小学校の抽選順位です。

こちらはそれぞれ城南小学校に係る通学区域の選択でございますけれども、まず城南小学校につきましては、経過措置も含めて無抽選受入れとして、通学区域に在住する方。そして、旧通学区域に在住し、入学する年度において、令和7年度までに城南小学校へ入学した兄弟が城南小学校に在籍する方。そして、旧通学区域に在住し、先ほど申し上げました経過措置によって城南小学校へ入学した兄弟が城南小学校に在籍する方で、令和8年4月1日までに生まれた方につきまして、経過措置として無抽選受入れを実施したいと考えてございます。

続きまして、第1順位としては、入学年度において兄弟が希望校に在籍する方。これにつきましては、ほかの学校も同様でございます。

続きまして、第2順位として、旧通学区域に在住する方につきましては、兄弟の希望校在籍者の第1順位の次の順位に経過措置として設けるものでございます。

第3順位として、隣接する通学区域に在住する方となっております。

こちらにつきましては、通学区域の変更が決定した際、既に皆様に周知をさせていただいたもので、これをここに抽選の順位として掲載させていただいているものでございます。

続きまして、浅間台小学校および立会小学校の抽選順位につきましては、これまで様々検討していたのですが、昨年の8月に対象となる地域への説明を行ったときに、城南第二小学校に通学区域が変わることによって、学校選択制の幅が狭まってしまうというご意見をいただき、経過措置を設けていただけないかというご要望がございました。その後、学務課内で検討を行った結果ですが、経過措置の④として加えるものでございます。

まず、通常の無抽選受入れは、ほかの学校と同様、通学区域に在住する方。そして第1順位につま

しても、ほかの学校と同様、入学年度において兄弟が希望校に在籍する方。そして、その次に、隣接する通学区域に在住する方と同じ優先順位として、旧通学区域に在住する方を経過措置として2年間、令和9年度入学まで実施するものでございます。

項番3につきましては、城南小学校および城南第二小学校の全校児童数および学級数を推計したものでございまして、今年度の推計に基づく人数が表の中に記載してございます。

〇つる委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〇のだて委員

まず聞きたいのが、ぜひ地図をつけていただきたかったと。学区域が変わるわけですし、そうしたところも含めて、今後資料を作っていただきたいとお願いしておきたいと思います。

この間も説明があったとは思のですが、この学区域の変更については、保護者の方とか地域の方とかに意見を聴きながら、それを反映させてやっているのかどうかというところを伺いたいのと、先ほども少し説明があったかもしれないのですが、浅間台小学校と立会小学校が出てきている理由、関係性というのを伺いたいと思います。

〇石井学務課長

令和6年3月に学事制度審議会の答申が出て、令和6年7月に通学区域の変更を行ったのですが、この間、令和6年5月には地元の町会の説明ですとか、あとはそれぞれの地区の説明を5月、6月に実施してございました。また、その後、通学区域の変更を行った後も、7月に地域への説明を行い、8月には保護者説明会も実施したという運びとなっており、この間、様々な説明を図ったところでございます。

そして、浅間台小学校および立会小学校の位置づけでございしますが、これにつきましては、城南小学校の通学区域に在住されている方の学校選択の可能な学校であり、城南第二小学校に通学区域が変わることによって、学校選択の対象から外れるところでございます。現行小学校につきましては、在住されている通学区域の隣接区域の選択が可能としてございますので、そういったところで、今回除外となるところにつきましては、経過措置を設けた上で、引き続き選択が可能としたところでございます。

あと、資料につきましては、今後、その見せ方につきましても工夫をしまいたいと考えてございます。

〇のだて委員

いろいろ地域の方と保護者の方と、説明してきたというところで、その方々は納得されているということでもいいのか、確認させていただきたいと思います。

〇石井学務課長

説明を行った際に、もちろん様々なご質問をいただきました。その様々なご質問の中に、例えば今回通学区域が変わることによって、通学の距離が延びてしまうのではないかというご意見もありましたけれども、実際に区で通学ルートを測ってみると、大体100m程度の違いであったということですとか、様々なご要望をいただきました。そのご質問に回答するような形で、丁寧に、ご理解をいただけたと考えてございます。

〇つる委員長

ほかにございますか。

〇まつざわ委員

これは学事制度審議会の答申でやったものだと思うのですが、例えば、将来的な区域の見直しという中で、これに関してはどんな話があったのかということと、城南小学校と城南第二小学校を見ると、城南小学校というのが令和13年に向けて人が減っていきます。今度、城南第二小学校というのが増えていくわけではないですか。そうすると、今と全く反対のことが起こるのです。前は城南小学校がぱんぱんになりますから入れませんということが、いずれ城南第二小学校がそういう状況になるというところ。

そうすると、今ある城南小学校の教室が減っていく、城南第二小学校は増やしていかなければいけないということが、この表では見えてくるのですが、そういった話合いとかもどれだけするのか、喫緊でやってもどうにもならないことなので、その辺りの見込みを教えてください。

○石井学務課長

令和6年3月に学事制度審議会の答申がございました。答申の審議会としての考え方は、まず就学人口推計において、数年の間、学級増が継続している、または見込まれる場合。あとは、普通教室の転用元として特別教室を活用する際に、その移転先を既存校舎内に確保することができない場合。そして、就学人口が増加する地域を一定程度特定することができる場合という形については、学区域の変更についてはやむを得ないだろうという答申でございました。

それで、令和6年度に、また改めて推計を行った上で、このエリアであれば一定程度の推計が可能であろうというところを、今回、東品川4丁目の11番から13番で、大型マンションの建設があるところなので、そこを対象に通学区域の変更を議論してきたという経過がございます。

そして、城南小学校の教室数の減、そして城南第二小学校の教室の増につきまして、直近の推計でいきますと、大体城南第二小学校の通学区域の変更によって、一定程度人数が増えていき、おおむねクラス数なのですが、28から29といった形で今後推移していくのですが、当初、改築においては24の教室を確保していたところ、最大30のクラスを確保できるよう今回の改築工事を進めている形でございます。

現在の推計においては、今後、2044年、令和26年度ぐらいまで30クラスが発生し、令和27年度以降につきましては、29、28、27という形で逡減していくという推計結果が出ております。

ただ、人口増加のピーク、直近の推計年度というものは、年度がどんどん進めば進むほど、若干その辺りの推計の数というものは変化していくところがございます。実際にはこういった年齢というのは、転入人口もそうなのですが、ゼロ歳児の生まれた人口にも結構左右されるところがございますので、そういった推計も、直近のところに行くとも出生者数の減少等も含めて、かなり推計と幅が生じているところもございますので、引き続き細やかに推計を行いながら算定していきたいと考えております。

○まつざわ委員

また、うちの場合もそうですが、学区によって結構子どももストレスだし、親も大変だし、丁寧な説明をしていただいているというのは重々あるのです。だからこそ、例えば、小学校の学区域と中学の学区域が違って、戸越小学校で話をしますと、戸越小学校の学区域は今、豊葉の杜学園になってしまったのです。昔は大崎中学校だったのが、今、豊葉の杜学園になってきました。戸越小学校に宮前小学校の学区の子が入ってくると、戸越小学校の連携校は豊葉の杜学園ですが、宮前小学校の連携校というのは戸越台中学校になるのです。

でも、戸越小学校でその児童は学ぶわけですから、戸越小学校にいても宮前小学校の学区なので、あ

なたは豊葉の杜学園ではなくて戸越台中学校の学区ですという案内が来ます。それは小学校に入るときにきちんとやらないと、分からない部分です。特に今、部活動の指導で、小学校・中学校の連携を特によくやっている学校にすると、自分はこの中学校に行けるはずなのに、受け取った書類が違う中学校だったと。これは本当にすごいショック。このパターンは結構あるのです。

だからこそ、1年生のときに、特に保護者にはよく理解してもらわなければいけない部分で、周知のお願いをずっとしていましたが、周知をしてきていて、そういった学区変更の難しい説明というのを、具体的にどう工夫して分かりやすくしてきているのかというのを教えてください。

○石井学務課長

委員おっしゃるとおり、小学校の学区域変更は、場合によっては連携グループである中学校の学区域にも影響する、とても大きな問題であると考えてございます。

今回の学区域変更につきましては、城南小学校、城南第二小学校ということで、同じ連携グループの中で通う中学校はありますけれども、当然、それ以外の地域にこうした場合が起こったときに、学事制度審議会の答申というものの原則はありつつも、そういった影響も考えなければならないと。そうなった場合については、例えばどのような影響が生じるのか、小学校入学のときに中学校のイメージを持った上で、理解していただくということは必要であると考えております。

その上で、今後そういった説明をどうしていくかとか、周知についてどうしていくかということに関しましては、もちろん、学事制度審議会の中で出てくる答申はさることながら、そういった状況も踏まえた上で、今後発生することについては備えていかなければならないと考えているところでございます。

○まつざわ委員

小学校1年生のときに聞いていて、だんだんやっていくと、親も聞いている途中で忘れてしまうのです。だから、どこか3年生、4年生ぐらいでも、学校でもこういう制度を改めて説明などいづれしていただけると、すごくありがたいので、要望でよろしくお願いします。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和6年度品川区立学校における体罰等の実態把握について

○つる委員長

次に、(2)令和6年度品川区立学校における体罰等の実態把握についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○酒川指導課長

それでは私から、令和6年度品川区立学校における体罰等の実態把握について、資料2-2に基づいて説明をいたします。

まず、本調査の概要でございます。1、概要の(1)趣旨でございますが、体罰や体罰の疑いのある事例を見逃さず、迅速に対応するため、区立学校における実態を的確に把握することを目的としたものでございます。都教育委員会が作成する児童・生徒向け「相談シート」の配布等を通して実態把握するものでございます。相談シート等の配布と申しましたが、相談シートのほかに、都への電話やインターネットでの相談、学校への直接の相談、区教委への連絡などにより把握するものを含んでおります。

(2)の対象です。小学校・義務教育学校前期課程37校、中学校・義務教育学校後期課程15校と

なります。

(3) 内容です。体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導および暴言等、またはその疑いのある事案の実態についてでございます。

(4) の方法です。相談シート等によって寄せられた相談内容の集約をいたしました。

(5) の対象期間です。相談シートについては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年度間で、各学校におきまして、令和6年度に1年度間で3回にわたり配布しております。それ以外の方法による把握は、年間を通じてということになります。

続きまして、2番、体罰等の状況、(1) 行為者数、校種別内訳でございます。体罰、不適切な指導・行き過ぎた指導は、小学校、中学校ともゼロ人で行ってまいりました。暴言等は、小学校はゼロ人、中学校は1人で行ってまいりました。なお、不適切な指導、行き過ぎた指導、暴言等の分類例につきましては、この表の下にございますので、ご覧いただければと存じます。

次に、(2) 行為者数、年代別内訳はご覧のとおりとなっております。

1枚おめくりいただきまして、今回上がりました暴言1件の内容でございます。避難訓練終了後の移動時に列を乱している生徒に対して、「だらだら行動しているんじゃないか」、「おまえらばかか」と大声でどなったというものでございます。

続きまして、体罰根絶を図るための取組を記載しているところでございます。これまでも学校への指導にありますように、通知または校長連絡会などにおきまして学校への指導を行うとともに、学校組織としての意識向上として、教職員でスローガンを考え、体罰根絶宣言ポスターを作成して、職員室および学校ホームページに掲出するなどの取組を行っております。また、教職員研修の充実、通報システムの活用・周知徹底、体罰根絶のためのDVD「STOP体罰」の活用促進などに取り組んできたところでございます。これからもこれらの取組を継続してまいります。

ページの下段に取組事例として、学校における具体的な取組を紹介させていただいております。こうした学校それぞれの取組も引き続き推奨してまいります。

発生した事案については、教育委員会からの指導を行い、再発防止に向けた取組の周知を徹底しております。今後も引き続き、体罰の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

体罰等の実態把握は、この間の傾向を伺いたいのですけれども、増えているのか減っているのかというところです。それと、今回は中学校で暴言が1名あったということで、その後の対応というのはどうされているのか伺いたと思います。

○酒川指導課長

品川区における体罰等の増減ということでございますけれども、過去10年間ですと、令和3年に体罰が1件ございまして、過去10年間、体罰に該当するものはこの1件のみでございます。それから、不適切な指導および暴言等は、双方とも10年間、10件前後の範囲で推移し、10件程度上がる年があれば、3件程度で終わるという年度もございます。行き過ぎた指導というのは行われていないといった状況でございます。

それから、本件についてのその後でございますが、これについては、校長による校内における指導を行ったところでございます。

○のだて委員

傾向については、そうすると、体罰は1回しかなかったと。指導、暴言は年間10件ほどあったり、3件だったということでしたけれども、減っているのか増えているのか、それとも横ばいなのか、伺いたいと思います。

○酒川指導課長

体罰については減っていると。今のところ、なくなっているということは言えるかと、教員の意識が高まっていると判断できると思いますけれども、不適切な指導や暴言については、グラフにしたときに波が少しできてしまうという形で、年度を追うごとに、令和7年度に向かってどんどん減ってきているという傾向にはございません。

○のだて委員

体罰以外のところは、減っているとも言えないということでした。体罰も令和3年ということは4年前、結構最近だという感じがするのですけれども、そうしたことがないように、取組をしていただきたいと思います。これは要望です。

○つる委員長

ほかにございますか。

○若林委員

確認で、今回、暴言等が1人ということなのですが、相談シート等を配布して、児童・生徒から上がってきたものを、一旦教員等に確認して、本人が認めたものを1とか2とかとカウントするという理解でよろしいでしょうか。

○酒川指導課長

まず、相談自体は、小学校で14件、中学校で10件、計24件、相談自体はこれだけの数があります。東京都が作成した相談シートによる相談が、小学校で10件、中学校で3件という実態となっております。相談シート以外は、教育総合支援センターへの訴えですとか、都民の声、それから、校長からの報告などもございます。

相談があった後の流れでございますが、相談が24件あった後、なぜこれが1件になったのかという経緯でございますけれども、東京都に寄せられた相談は、原則、品川区教委に報告されます。品川区教委が相談を受けたものも、東京都に行われた相談も、全て品川区教委で各学校長を通じて詳細な調査を行っております。ですから、各学校では、校長が該当の教員に対して詳細な聞き取りを行っているという状況です。

その結果、今回は1件が暴言に該当した。その他は事実がなかった。明確な事実が確認できなかった。それから、指導の範囲内の教員の行為が誇張されて報告されているものなどがあると区教委として判断したものがございます。

一例としましては、何度論しても活動に取り組まない子どもに、「もうあなたはやらなくていいです」と言いながら教具などを取り上げたといった指導が行われましたが、これについては、「やる気がないやつは要らないから出ていけ」と言われたなどと誇張して報告されていたものがございました。

ほかには、なかなか授業中、前を向かない児童について、座っている椅子を教員が足で前に向けさせたものを、子どもからは椅子を蹴られたなどと報告されたもので、区教委が校長を通して確認したところ、そういった深刻な行為は行われていなかったと判断したものでございます。

○若林委員

1 個だけ、2 ページの事案例に、まさに今回、2 つだけ言葉が載っていて、どちらか一方だったら、この分類例には当てはまらないのか、2 つでワンセットなのか、そこだけ最後に。

○酒川指導課長

体罰とか不適切な指導に該当するかどうかということの 1 つの物差しとしまして、児童・生徒への人権侵害があるかどうかというものがあります。そういったところを考えたときに、「だらだら行動しているんじゃないか」というのは行動に対する事実を指摘したもので、これは強い指導ですし、使うことは好ましくない指導には該当しますが、前半のものは体罰や暴言に当たるとは言い切れない。一方で、「おまえらばかか」という言葉については、これは人権侵害に該当するということで、こちらを強い判断基準にさせていただきます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

今の話の中で、そうすると、不適切な指導、行き過ぎたと言っているのは、相談を受けたときに校長先生がヒアリング、聞き取りをして判断するということは、例えばそういった線引きといいますか、そのガイドラインというものはそもそもないわけですか。

○酒川指導課長

ガイドラインは区教委が持っておりまして、当然、学校現場の管理職も知っていてよいものではございますけれども、校長が聞き取りをして判断して上げてくるものではありませんで、校長はあくまで聞き取りを客観的にしてもらって、それを区教委に上げてもらう。その上がってきたものに対して、区教委が線引きをするという形でやらせていただいております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

分からないところ等があったので、ご説明をいただきたいと思うのですが、まず、3 番の（6）の取組事例のところに、教員同士の声がけ、ヒヤリハットへの指摘などが増加しているという一文があるのですが、例えばどういったお声がけですか、ヒヤリハットが増加しているのかというところが分かれば教えていただけたらと思います。

また、起こしやすい服務事故を想定してとあるのですが、暴言はどういう場面で発生しやすいのかということも、区教委で何かこれまでの事例であったり、どういった背景で似たような事例が発生したりということを調査分析等はされているのかを教えてください。また、こちらの言葉を投げかけられてしまった生徒たちの事後のケアという状況も確認させてください。

○酒川指導課長

ヒヤリハットの指摘が増加しているという 3 点目ですが、これはある小学校の取組でございまして、校長の意識が非常に高く、通常、年に 3 回程度、自らの取組、例えば体罰とか暴言とか性暴力とか、そういうものにつながる行為はないですかというような、チェックシートを使ったチェックをしております。この 3 回を義務づけてはおりますが、この学校では月ごとにやろうということで頻度を高めたことによって、教員たちのアンテナが高まり、お互いにそれはまずいのではないかと、これはチェックシートのこれに該当してしまうのではないかとというような声かけが、お互いに行われるようになったというものがございます。

それから、起こしやすい服務事故を想定してということで、指導課も校長連絡会等のときに、今回の体罰とは関係ないのですけれども、個人情報の紛失が、例えば4月、1学期のスタート時に、各学校がいろいろな調査書を渡しては回収するということが起こりますので、そういったときに個人情報の紛失が4月は起こりやすいので気をつけましょうとか、今、1学期が終わって夏休みに入りました。各学校では通知表を配っておりますので、7月の半ばから末にかけては、また重大な個人情報の紛失が起こりますということをアナウンスしています。

それから、体罰については、強い指導も含めて、部活動の場面であったりとか、運動会であったりとか、教員の心にゆとりがなくなったり、より教員自身が満足できる結果を得ようとするようなタイミングで起こりやすいという傾向がありますので、教員のエゴ的な指導ではなくて、児童・生徒の健全育成に向けた指導というものを、どんな場面でもしていきましょうという啓発をしております。

こちらのケアについては、起こった事例ごとに担任が行う場合もありますし、スクールカウンセラーが行う、養護教諭が行うという場合もありますし、場合によっては強い場合は、その教員と接触を断たせるというケアを行う場合もございます。

○横山委員

理解いたしました。今回の発生した暴言等というものの事例に対しては、しっかりと事後のケアというのはされているのかというところを確認させていただければとの質問だったのですけれども、その辺りをご説明いただけたらと思っております。

また、背景につきましても、今回、避難訓練ということだったので、9月の新学期が始まって早々みたいなタイミングなのかもしれませんし、また、別の個別の学校でやっている訓練等のタイミングだったのか、その辺りが分からなかったもので、今のお話ですと、避難訓練というのはとても大事なもので、子どもたちにしっかりと訓練に参加していただきたいという気持ちが強く出てしまったがために、出てしまった暴言ですとか、その辺りをどのように区教委として捉えていらっしゃるのかがもしありましたら、教えていただきたいというところです。

○酒川指導課長

今回の暴言については、個人に対して行われておらず、ざっくりと背後から集団に対して行われておりますので、個人的なケアというのは行っておりませんが、一方で、これが相談シートで実は東京都に行っていますが、相談シートが東京都に行く前に副校長がこの教員の暴言を把握して、既に注意を行っていたという状況がございます。

それから、暴言が発せられた背景でございますけれども、避難訓練では安全第一ということで、迅速に行動させるとか、安全に細心の注意を払わせるために、厳しいというか、そういった指導が行われることが多いのですが、今回は何か教員に負担がかかっていたとか、忙しい時期であったとか、そういった背景はございませんで、少し日常的に人権感覚に欠けるところがある教員個人の問題というところがございます。

○横山委員

理解いたしました。

また別の質問になってしまうのですが、先ほどほかの委員の議論でもありましたが、昨年度ですとか、ここ10年くらいと比較しまして、今回は暴言等が1件ということで、かなり少ないと思っております。これの受け止め方についてなのですが、様々ご努力をいただいている、また、声かけであったりとか、人権感覚みたいなどころであったりとか、意識の高い先生方が増えてくださって

いて、管理職の校長先生、副校長先生だったりというところも、意識の高い先生が様々アンテナを高めていくような工夫というのを各校で行っていただいているという、そういったところの積み上げが出てきたという捉え方も、1つ私はあると思うのですけれども、それだけではなくて、もしかすると、少なくなっているときに考えていったほうがいいと思うのは、何か子どもたちが言えないような状況がもしかしたらあるかもしれないというところであったり、例えば保護者の方々の目が届きにくい、地域の方の目が届きにくいという状況がもしかしたらあったりしたかもしれないというような、そういったことも一応含めて、捉えていく必要もあると思うのですけれども、その辺りの今回の例年と比較しての数字の受け止め方については、どのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○酒川指導課長

令和6年度の結果を見ると、1件暴言があるわけですが、これまでの成果が出てきているのかなと。学校での校長先生たちの指導ですとか、先生方の人権意識の高まりですとか、繰り返し行ってきました教育委員会による研修等々が功を奏してきたと受け止めることができなくはないのですけれども、令和7年、8年、9年と継続的に見ながら、実際にそういったものが効果を発揮しているかどうかというのは評価していかなければいけないと。引き続き、この結果に甘んぜず、指導を続けていきたいというのが1つ。

それから、言えない子がいるのではないかとありますが、先ほど申し上げた相談シートが、以前は学校で書いて学校に提出してということで、教員が見ることができた。結果、声を上げたら、それが教員の目についてしまうということで、その点、課題があったものなのですが、今回、東京都がつくっている相談シートについては、相談内容アンケート、誰にやられましたか、いつやられましたか、どんなことをされましたかというアンケート調査になっているのですが、やられたことがあるという子はアンケートに回答して、それをそのまま折り込むと、東京都への郵送物にすぐなる。このまま投函できるというものですので、東京都のつくったものに関して言えば、教員の目とか学校の目を気にして声を上げられない子どもたちに配慮されたものになっているということで、何か思い当たることがある子どもについては、より声を上げやすくなっていると捉えております。

○横山委員

そうした様々な工夫をしていただいて、お子さんたちがリアルな声をしっかりと出せるような形、意見を表明していただけるような形で改善していただいているということが分かりました。

あと、子どもたち自身だけではなくて、保護者の方から最近お聞きしている声がありまして、私が少し心配している部分があるので、お伝えしておきたいと思うのですけれども、今回については、先生方の多忙化とか、忙しさみたいところが背景にはなかったというお話があるのですが、最近、働き方改革を進めていただいている、それは大変重要なことではあるのですが、裏側でといいますか、コロナというのがあったので、それ以降、保護者の方々と先生方の接点というのが以前よりは減ってしまっていて、お互いを知る機会であったり、信頼関係を構築するための十分な時間であったり、余裕というのが少なくなっていることが気になっていきますという、区民の方からの声をいただいているところです。

例えば以前であれば、力量のある先生方が校内にいらして、ほかのクラスとか新人の先生をサポートするとか、あとは保護者とかPTA、地域の方々の信頼関係みたいな中で、お互いの理解といいますか、先生方も人間ですし、保護者もお子さんそれぞれ人間なので、皆さん性格であったりとか、マッチングみたいなのはどうしても発生してしまうところがあるので、助け合いというのがスムーズに以前は機能していたと思うのですけれども、先生方との接点が少なくなってしまうとか、保護者の側も

年々、多分皆さんお忙しくなったりというところ、先生も保護者も忙しいという中で、何だか分からないということが不安になってしまって、それらがかえってクレームにつながってしまうこともあるのではと思っています。

学校現場のリアルな大変さですとか、先生方がこうして頑張っていて、こういった件数も少なくなっているというような、そういった頑張りを知る機会もなかなかなくて、擦れ違いが起こってしまって、教育現場で奮闘されている先生方に感謝を伝える機会なども減っているのではと、懸念しているというところがあります。

子どもたちも先生方も、先ほどもお伝えしたのですけれども、人間ですので、幾ら適切な指導をしていただいているということがあっても、性格のマッチングみたいなどころはどうしようもないところもあるので、それはいろいろな複数の目で、今、学校現場でもやっていただいているとは思いますが、目の前の子どもたちの利益といった本来の目的をしっかりと軸にさせていただいて、視野を広げていただけるように、引き続き声かけですとか、子どもたちにとっての最適な環境づくりというのを、教育委員会ですとか、管理職の先生方にはぜひお願いしたいと思っています。

そういったところからいろいろな目が入って、いろいろなご意見が出てくるというか、先ほど相談シートだけではなくて、いろいろな手法で意見を聴いてくださっていると思うのですけれども、先生方同士であったり、保護者同士、またはPTAと先生方であったり、地域の方であったり、いろいろな目が子どもたちに届くことによって、子どもたちが安心して過ごしていける学校環境につながって行って、ひいては体罰等の削減とか、いい環境につなげていけると思いますので、その辺り、ご意見いただけましたらと思います。

○酒川指導課長

学校、地域、保護者との関わりの部分、その辺りの希薄化の部分だと思いますけれども、正直、学校ごとにコントラストがあるかと思っています。積極的に学校の情報を公開したり、提供したり、地域と密な付き合いをしている学校もあれば、少しそういったところが希薄なということで、品川区の学校が全て同じ傾向にあるわけではないと考えております。

まずは、保護者の相談に丁寧に対応していくこと、それから、学校ごとに必要に応じて学校公開等を行っていくこと、それから保護者会ですとか、個人面談とか、そういった機会でも丁寧に情報公開していくこと。それから、学校のホームページを通じた情報公開というのも、1つの学校と地域、保護者がコミュニケーションを取るツールであるかと。そういったものの活性化を図って、学校の信頼の厚みを増していくことにつなげていきたいと思っています。

また、地域とのつながりですとか、PTAとのつながりについては、コミュニティ・スクールを全校で展開しておりますので、この取組の中で学校の特色、取組を支援しながら、それぞれの地域とより強固なつながりを持って教育活動を行っていけるよう、支援していきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

先ほどご説明あったように、数が少ないという点では、教育委員会や様々な研修、あるいは先生方の意識の変化の結果だと思って、大変よいことだと思っています。

東京都教育委員会の服務事故の発表の中でも、体罰についてはかなり少なくなっていて、セクハラ、パワハラとか、そういったものが多くなっているの、今、課長が説明していただいたような傾向とい

うのは、認識がきちんと浸透しているのではというところなので、先ほどお話あったように、この先もずっと、少ないからいいというのではなく、きちんとしていくというお話があったので、ぜひお願いします。

その一方で、教員以外で学校の教育に関わっている方がたくさんいらっしゃって、発達障害教育支援員とか、あるいは校内別室指導の方とか、そういう方へも、体罰までいかなくても、言葉遣いとかいろいろあると思うのですが、その辺りの指導について、どうかということが1つ。

もう1つは、中学校で、いわゆる体罰だったり暴言だったりが出やすいのは部活だと思うのです。今、外部指導員の方のご協力を受けて、かなり品川区内でも部活をやっているの、それは素晴らしい仕組みだと思っているのですけれども、ほかの自治体の事例で、外部指導員の方が不適切な指導をして問題になったこともありますので、外部指導員の方への指導等のやり取り、学校の校長先生や副校長先生のあれになると思うのですけれども、その辺りの傾向というか、しっかりと行われているのか、どういう学校とのやり取りが、間に人材のところが入っているから、なかなか難しいところがあるのかもしれませんが、その2つ。教員以外で学校の教室やいろいろなところで指導いただいている方について、あと外部指導員の方についてお願いします。

○酒川指導課長

他の職員ということで委員おっしゃいますとおり、様々なボランティアですとか、会計年度任用職員とかが入っております。正規の教員と会計年度任用職員なのですけれども、年間3回、都教委が区教委を通じて、各学校に研修を義務づけております。これは正規教職員以外にも対象になっておりますので、会計年度任用職員、例えばスクールサポートスタッフとか、副校長補佐とか、先ほどおっしゃいました教室に入っている支援員等々も全て対象として、チェックシート等も用いておりますので、正規の教員と同じレベルの研修を校内で行っているところでございます。

部活動の外部については、業務委託をしている部活動については、委託業者のほうで、かなり学校部活動同等レベルの研修が行われているということで、そういった人権侵害行為が起らないように、外部の人間、それから正規ではない職員に対しても、厳しく行われているところと捉えております。

○高橋（し）委員

都教委からの研修ということで、会計年度任用職員の方々に同等といいますか、指導、研修をしていただいているということで、そちらの方々のご協力があって、学校は今、回っているところが相当あるので、もちろん善意で、教育的な意識を持ってお手伝いいただいている方、お仕事なのですけれども、大変ありがたいので、意欲の行き過ぎというか、そういうところをしっかりとチェックしていただきたいと思います。

あと、外部指導員については、なかなか難しいことかもしれませんが、外部指導員の方が指導しているところを、学校の先生方がたまには見に行く機会というか、そういう機会も、外部指導員の方と密接な関係をつくるためにも、常についているという働き方改革の逆になってしまうので、あれですけれども、どんな様子かなぐらいの感じで、親しげというか、うまくコミュニケーションを取るためにも、先生方が行っていただけるといいと思います。これは要望で、終わります。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○筒井副委員長

私から相談シートについての確認なのですけれども、趣旨が児童・生徒向けでお配りすること

は、体罰等の調査ですから分かるのですが、対象に児童・生徒と記載されていますけれども、この結果、相談シートを受けて、児童・生徒に聞き取りとかをするから、今回の対象ということにしているのかどうかということの確認と、相談シートを見させていただきましたが、これは匿名の場合、相当調査が難しいのかと思っているのですが、匿名の場合、どうやって調査をされているのかと思ひまして、その辺り、調査方法について教えてください。

○酒川指導課長

対象が全ての児童・生徒となっておりますのは、この相談シートは配るだけではなく、こういったことを学校の大人はやりませんよ、それから、皆さんもそういったことがあったら声を上げていいですよという指導をしながら、全員に配る。全家庭に配る。これには保護者向けの通知もつけて配るというものでございますので、そういった意味で、全児童・生徒対象となっております。

それから、匿名の場合につきましても、都教委等にもし相談シートが上がった場合は、学校名は出ているという状況になりますので、品川区の何々区立小学校で、こういった匿名の子どもの声が上がっています、行為については、こういうことをされたというものですということがあった場合は、必ず品川区教委に来ます。子どものプライバシーを侵さないように匿名で行われたものですので、ぜひそれは匿名で学校でも取り扱ってくださいということで、この人にやられましたという行為者に対しては、同様の聞き取りをするということになると思っております。

本来ですと、子どもにも聞き取りをして、対象となる教員にも聞き取りをして、ここの整合性を取れば一番いいわけではございますけれども、匿名の場合はそういった形になると思います。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

2時間近いですが、いかがでしょうか。あとは理事者の方も大丈夫ですか。休憩を入れず、よろしいですか。

(3) 子育て世帯へのお米支援プロジェクト申請状況について

○つる委員長

次に、(3)子育て世帯へのお米支援プロジェクト申請状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木子育て応援課長

それでは、子育て世帯へのお米支援プロジェクトの申請状況についてご報告をいたします。資料をご覧ください。

1、事業の目的でございます。給食のない休み期間中の子どもの食の支援、また、児童センター職員による子どもへの声かけや目視により、必要な支援につなげることを目的に実施をしております。

2、事業概要でございます。(1)対象は、区内在住の小学生・中学生・高校生相当年齢の子どもを養育する家庭でございます。今年度は高校生まで対象を拡大しております。(2)配付量は1人2kg。(4)配付期間は夏休み期間中で、先週の火曜日より配付を開始しております。また、(5)配付予定者数ですが、当初は1万6,425人を予定しておりました。

3、申請状況でございます。最終的に申請世帯数は1万3,055世帯、申請者数は2万473人と、対象人数の約56%の方から申請をいただいております。米印で記載をしてございますが、当初の配付

予定数を越えたため、超過した以降に申請された方、約4,000人おりますが、その方々には申請画面等で、配付が9月以降になる旨を周知した上で申請をいただいております。配付の日程が決まりましたら、対象の方へ電子メールでお知らせをし、9月以降に希望する児童センターで配付をいたします。

○つる委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、高校生に拡大したということで、申込み数は高校生でどれぐらいだったのか、小・中学生でどれぐらいだったのかが分かれば伺いたいのと、前回と比べてどうかも伺いたいと思います。

それと、配付に当たって子どもたちへの声かけや目視をすると。それで必要な支援につなげるということなのですけれども、この間、何か支援につながった部分があるのか、どういった効果が出るのかを伺いたいと思います。

○柏木子育て応援課長

初めに、申込み率、申請率でございますが、小学生ですと、今年は約64%、中学生が約56%、高校生が約37%となっておりまして、前回の比較でございますが、全体での比較になります。昨年度は約38%の全体の申請率でしたので、今年につきましては18%ぐらい増加しているという状況でございます。

それと、支援につなげるということで、効果でございます。今年度につきまして、まだ児童センターからは報告が上がってきておりませんので、まだ状況については把握してございませぬが、昨年度につきましては、1館当たり10件程度、支援につなげることがあったという報告は受けてございます。

○のだて委員

支援の中身がもし分かれば、伺いたいと思います。

○柏木子育て応援課長

申し訳ございません、今、そちらの資料を持ち合わせてございません。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

大変好評だということが分かりました。

私もいろいろ児童センターを回ってみました。現場は相当大変そうで、例えば1センターに何百人というあれで、児童センターは目がない、置く場所がないところも、現状はひいひい言っているところも実際はありました。

そういった中で、やる運営側に余裕がないと、例えば子どもの目視もそうです、声かけもそうですけれども、実際にやる余裕がないというのも、若干現場の声でも聞いているので、私もこうやって見ていて、これは相当大変だというのが私の肌感覚で、そういった部分で行政として、区として、例えば現場の人数がどうなるか分からないから、ばたっと来るのでしょうけれども、その辺りの人数は昨年度に比べて増やしているのかというのが聞きたいのと、あと、先ほど福祉的につながった事例も10件ほどあるという話の中で、そういった目的が福祉の部分にあるのであれば、こういうのを配付するときに、例えばお父さんお母さんに向けた保護者向けのチラシの案内、窓口の案内とか、そういったものを同封するとか、また、機能的な拠点が児童センターですという部分での位置づけに対して、何か努力していることがあれば教えてください。

○柏木子育て応援課長

お米の配付ですけれども、去年も大変でということで、今年も増えていますので、児童センターが大変だというのは承知してございます。私も先週になりますけれども、幾つかの児童センターは見させていただいております。

ただ、今回、当初から昨年よりは申込み数が増えるだろうということで、昨年度と変えたのが、事前に申し込む際に、受け取りをする週、どの週に取りに来るというのを選んで申請していただくようにしてございまして、ある程度、その週に来る人数が把握できるような形、どういう方か氏名等も分かりますので、そういう形で、突然誰かが来るという、たくさんの人が来るのではなくて、そういう意味では多少分かるような形で変更をしてございます。そういうこともございまして、今回、児童センターはお米に関して、改めて増員したとかいうことはございません。

あと、アウトリーチの関係でございすけれども、児童センターの昨年度の声も聴きまして、今回お米を配付するときに、子育てに関する取組ですとか、相談窓口をまとめたチラシと一緒に配付させていただいております。そういう面で、その場では分からなくても、おうちに帰ってそういうのを読んで、自分たちで気がついて相談するとか、そういうことができるような形のチラシと一緒に配付してございます。

○まつざわ委員

週を選んでいる、また配付をしているというのは、大変すばらしいと思います。

増員がないという部分ですけれども、今回もやってみて、もう一度児童センターの担当課とお話をし、また現場の声もしっかり聴いていただきたいと思います。

あともう1個が、対象者の43.9%が要は未申請です。昨年度より申請が上がったのは、うちもそうでしたけれども、学校にしっかり配付していただいて、どなたが言ったか覚えていないのですけれども、周知漏れが大分なくなって、数字が上がってきたというのがあったのですけれども、その中でも半分近くが未申請の中で、支援が必要な家庭があるかもしれないという部分で、今回ではしようがないにしても、今後そういった支援が届きにくい家庭への接触というか、残りの43.9%をいかにまたこうやって減らしていくのか、区としてこれからもう一回、次やるとしたら、どう努力していくのかを教えてください。

○柏木子育て応援課長

まず初めに、お米の配付を、言葉があれですが、100%を目指しているのかというと、食の支援の必要な世帯ということでやっていますので、必ずしも全て、全世帯ということで計画を立てているものではないというのが前提でございます。

ただ、より支援が必要な家庭に支援が行くように、今回またやって、申請率は増えていますけれども、高校生も今後出てくるといいますので、お米の支援の中では、任意になりますけれどもアンケートも取ってございますので、そのアンケート結果も参考にしながら、次年度実施する際には、その辺りは改善していきたいと考えてございます。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○横山委員

少し細かいところなのですが、申込みが超過をしたタイミングというのは、どのぐらいのタイミングだったのでしょうか。1週間ぐらいとかで超過したのでしょうか。また、これは申込み順で、多

分ホームページに書いてあるのであれなのですけれども、6月17日以降の方が9月以降という形になっていると思うのですが、例えば食の支援がどうしても夏休み中に必要でという方がいた場合とか、そういったお問合せとかに対しては、どのように対応されているのかを教えてください。

○柏木子育て応援課長

当初予定を超過したタイミングですが、少し細かく言いますと、6月17日の夜にもう超過をする見込みが立ちましたので、そのときの夕方の5時段階で、それ以降の申込みの方については9月以降配付ということでのお知らせと、申込みが9月以降という形での申込みであるという形に切替えをしております。

どうしても必要な方ということなのですが、それ以降ですが、特にうちのほうにはそういうお問合せはいただいているところがございます。

○横山委員

目的として、食を届けること、そして、そこから様々な支援につなげていくというところだと思っておりますので、今ご説明の中にありましたけれども、前回の課題を活かして、ニーズを把握していただいたりとか、現場の声を活かしたり、改善していただいているというお話があったのですが、また今回、対象を広げたりとか、ニーズも増えていたりしていると思いますので、いろいろなところの現場とかの意見を聴いていただいて、改善していただけるといいと思っております。よろしくお願いいたします。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

アンケートとか、10件のお話が今、支援につながったという話というのは、今後、文教委員会で報告というものはあるのですか。

○柏木子育て応援課長

今後、ご報告につきましては、中のほうでも検討させていただきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

では私から。今、横山委員からもあったのですが、我が家のというか、私も保護者として、このチラシは拝見して、それから学校からのメールでも、たしかアナウンスがあったと思うのですが、そういった意味では、漏れなくというのは複層的に、学校というか、子育て応援課としても連携しているところがあったと思うのですが、その上で、今、横山委員からあった申込み順ですというところが、事前の周知の中には記載があったのかというのと、それからアンケートの内容、それは今、まつざわ委員からもありましたので、検討いただくということがあると思います。

あと、所期の目的といいましょうか、そこのところ、先ほど去年の数字をパーセンテージでいただいたわけですが、これは申請の数字なのか、それとも結果、申請はしたけれども受け取らなかったという世帯もあったかと思うので、受け取った方のパーセンテージなのかという確認と、それから、目的という意味では、先ほどの夏休み中という本来の目的からするならば、よりその精度を上げていくという意味では、まさに学務課でやっただいている就学支援とかの世帯というのは、先ほども名前で見えているわけですから、そこは照らし合わせての照会はできると思うのですが、そうすると、そのプライオリティーはそちらに少しなぞって、配付のタイミングとかの検討は、これだけ早いタイミングで、

逆に言うと超過をするのであれば、その後の配付体制までのブランクを考えても、一定程度そういった優先順位のつけ方というのはできるかと。

ただ、申込みに対して、それに対する回答が、いつ頃ですというレスはすごく早かったと思うのですが、けれども、若干、夏休み、夏季休業期間中という所期の目的を見るならば、その精度を上げていく部分では、情報のチェックというところではできると思うのですが、この辺りの考え方を現状で教えてください。

○柏木子育て応援課長

まず、申請順かというお問合せの部分でございますけれども、当初ご案内のときから、申請受付時からになります、申請が多い場合は配付が9月以降になることがありますという旨はご案内をさせていただいているところでございます。

それと、最初に言いましたパーセンテージのお話です。これは申請者数になりますので、受け取らなかった方も含めた数となっております。

それと、就学援助等のより食の支援の必要な方との連携ですけれども、これにつきましては、就学援助、そのほかのものと連携するのか、中で改めて今後のために検討させていただきたいと考えてございます。

○つる委員長

ぜひこのところは、目的の精度をより高める、確度を上げるというのは、その辺りの情報の照らし合わせということをやれば、目的の精度は高くなる。

当然、広く申し込んでくださいというアナウンスはやっていただいているので、それはそれでいいことだと思うのですが、先ほどの申請者数の質疑もありましたけれども、より必要とされている方に、より適切なタイミングで届くということが一番いいだろうと考えたときには、超過のタイミング、申込みの順番で、いろいろな理由でそのタイミングには間に合わなかったというだけでは、なかなかそこはすごくセンシティブな課題だと。せっかくやっているのに届かないというのは、非常にやる側も受ける側も悩ましい部分があるかと思いますので、ぜひこの辺りは、確度を上げるという意味で検討いただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

○高橋（し）委員

すみません、先ほど聞けなかったのです。

高校生のことで、高校生に拡大したときに、どのように周知するかというのを私は始まるときに心配して、課長にもご相談したのですけれども、これは在学者のご家庭全員にメールを出すわけにいかないし、下に小学校・中学校のお子さんがいれば、高校もというのが分かるのですけれども、そのところで、この数字をどのように判断するのか、もちろん支援を必要とする方が少なかったのかもしれないのですけれども、この数字をどのように判断するのかと、もし来年度以降も進めるとすると、高校生をお持ちのご家庭にどのように伝えるのが効果的なのかという、そこをお願いします。

○柏木子育て応援課長

高校生への周知でございますけれども、6月の文教委員会の事務事業概要の説明以降、委員を含めて、ほかの委員からもお問合せをいただいております。その後、区内の都立・私立の高校に、本事業のポスターの掲示を各高校に依頼してございます。

今回、高校生は約37%ということで、ほかの小学校・中学校よりは低いという数値が出てございま

す。この数字については、分析はしていきたいと考えてございます。

ただ、理由は分かりませんが、年齢ごとで見ますと、年齢が上がるにつれて申請率が下がっているように、今回見ていると、見てとれますので、その原因も、分かるかどうかはあれですけども、考えていきたいと思います。

○高橋（し）委員

ほかの委員の方もおっしゃっているように、支援が届かないということや、あるいは区民の方全体に対して周知も必要ですので、今の高校生のところは、ぜひまたいい方策を考えて、より周知を徹底するようにお願いします。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 行政視察について

○つる委員長

次に、予定表3、行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会でご決定いただいた所管事務調査の項目や、各委員のご要望を基に正副委員長で協議した行政視察の案について、Side Booksに掲載させていただきました。

候補地としまして、まず、大阪府堺市で「秩序と活気のある学校づくりについて」、奈良県奈良市で「子どもにやさしいまちづくりについて」および「地域で決める学校予算について」、愛知県小牧市で「未来リテラシー（未来を切り拓く力）を育むについて」、京都府京都市で「インクルーシブな図書館について」を、それぞれ視察先の候補として考えております。

視察先の候補および調査項目につきましては、今期の所管事務調査項目や委員からのご要望のほか、過去の文教委員会の行政視察の調査項目等、様々な観点から検討して、正副委員長で案をまとめてまいりました。よろしければ、これより先方との具体的な調整に入りまして、次回の委員会でも最終的に決定してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、先方との調整に入りまして、次回の委員会において改めて正副委員長案をお示しし、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、先方との調整次第では、候補地・調査項目等を含め、行程案を練り直すこともございますので、その点も含めて正副委員長にご一任いただければと思います。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

○つる委員長

最後に、予定表4、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後 3 時 1 9 分閉会